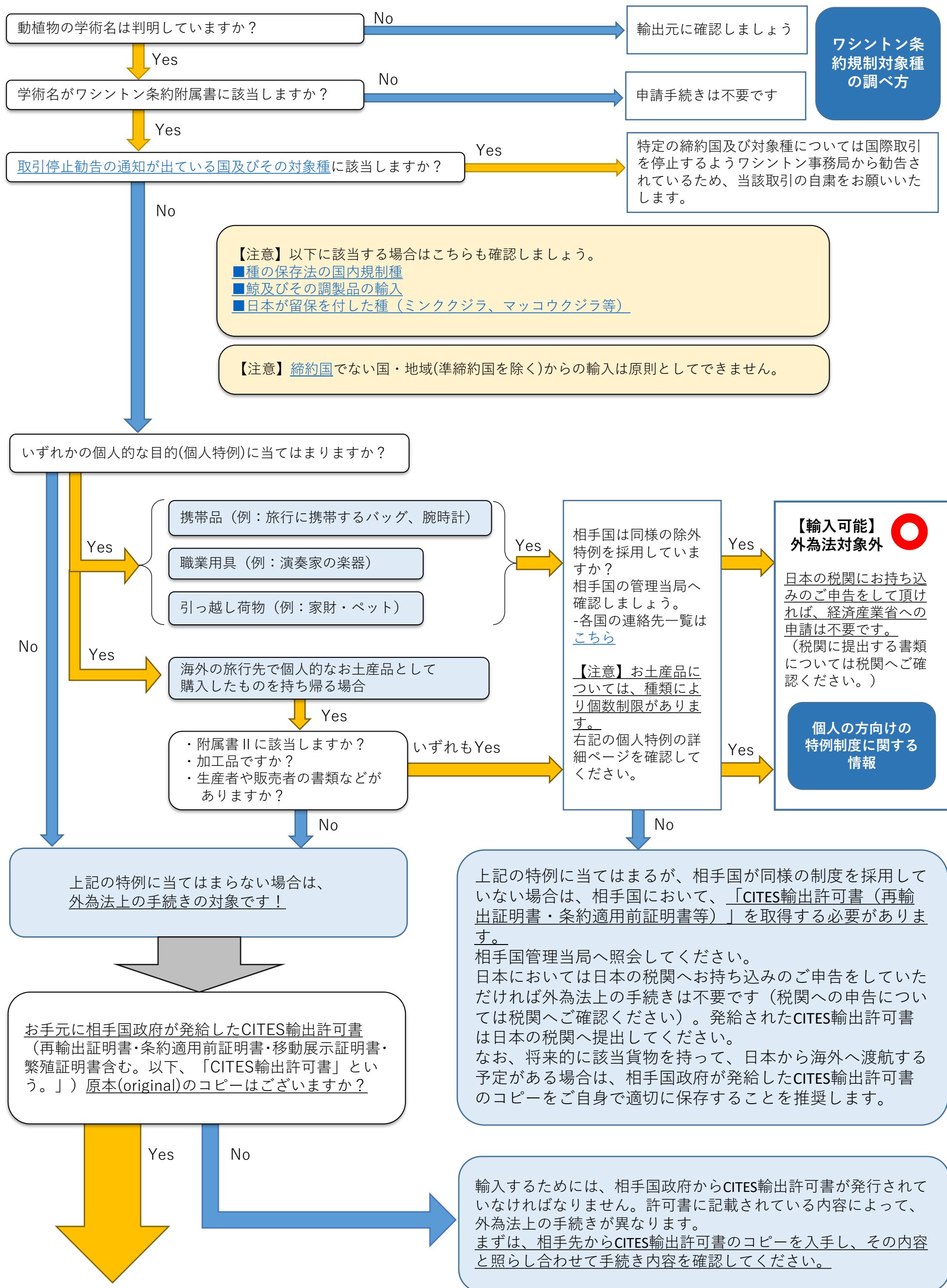


輸入フローチャート



附属書Ⅰ

CITES輸出許可書の出所コード
(Source) のアルファベット

原則商業取引禁止です

ごく限られた場合にのみ輸入可能です

右記のいずれかに該当しますか？

Yes

条約適用前に取得されたもの (O)

登録された商業用繁殖施設で繁殖された動物及び人工的に繁殖させた植物 (D)

野生 (W)
繁殖された動物 (F)
ランチング個体 (R)

人工繁殖された植物 (A) (非商業目的で繁殖されたもの)
飼育により繁殖された動物 (C)

商業取引可能
(目的に関わらず取引可能です)

学術研究目的

共同保護計画目的

移動展示目的 (サーカス)

外為法の申請手続きが必要

輸入承認

輸入承認

輸入承認

輸入承認

輸入承認

No

上記にあてはまらない場合は**輸入禁止です。**

学術研究目的等で輸入する場合で、ワシントン条約上はCITES輸入許可書が不要ですが、輸出国から求められている場合 (例: 附属書Ⅰの動物の糞等)

CITES輸入許可書

附属書Ⅱ

目的による取引の制限はありません

生きている動物ですか？

Yes

No

特定国原産の対象国及び種ですか？

Yes

No

外為法の申請手続きが必要です

事前確認

事前確認

通関時確認

外為法上の申請手続きは不要です。相手国政府が発給したCITES輸出許可書の原本を日本の税関へ提出してください。

附属書Ⅲ

目的による取引の制限はありません

【掲載国原産】
附属書Ⅲに掲げた国でその動植物が捕獲・採取・繁殖されたもの (原産国不明であるものを含む)

※掲載国は種毎に異なりますのでHPに掲載している附属書で確認してください。附属書Ⅲ掲載種の学名の下に括弧書きで記載している国が掲載国です。

【非掲載国原産】
附属書Ⅲに掲げた国以外の国で、その動植物が捕獲・採取・繁殖されたもの

種の保存法施行令別表第1の表2に掲げる国内希少野生動植物種ですか？

生きている動物ですか？

Yes

No

特定国原産の対象国及び種ですか？

Yes

Yes

No

外為法の申請手続きが必要です

事前確認

事前確認

事前確認

通関時確認

外為法上の申請手続きは不要です。相手国政府が発給したCITES輸出許可書の原本を日本の税関へ提出してください。

通関時確認 (原産地証明書、再輸出証明書、加工証明書)

外為法上の申請手続きは不要です。相手国政府が発給した上記の証明書の原本を日本の税関へ提出してください。

種の保存法対象種のうち右記のもの

種の保存法施行令別表第1の表2に掲げる国内希少野生動植物種 (種の保存法施行令別表第3に掲げる特定国内希少野生動植物種を除く)

■アメリカ、ロシア又はオーストラリアから種の保存法施行令別表第1の表1 渡り鳥条約 (国内希少野生動植物種) 及び個表第2の表1 渡り鳥条約 (国際希少野生動植物種) に掲げる種
■種の保存法第4条第2項の希少野生動植物種のうち緊急指定種

事前確認

通関時確認